

企業会計基準委員会の活動状況

議題 (企業会計基準委員会からの報告)

項目

- 前回基準諮問会議（第37回、2019年11月22日開催）後の企業会計基準委員会（ASBJ）の活動状況は次のとおりである。

I. 日本基準の開発

(1) 現在の開発状況

- 日本基準を国際的に整合性あるものとするための取組みの状況は、以下のとおりである。

(1) 収益認識

収益に関する表示科目や注記事項の定めについて、2019年3月より検討を開始している。2019年10月30日に企業会計基準公開草案第66号「収益認識に関する会計基準（案）」等を公表し、2020年1月10日にコメントを締め切った。現在、公開草案に対するコメント対応を検討しており、2020年3月に最終基準化することを目指している（別紙2を参照）。

(2) 公正価値測定のガイダンス及び開示

2019年7月4日に企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等を公表したが、投資信託の時価の算定に関して、会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行うこととされている。当該検討は開始されていない。

(3) 金融商品

日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、2019年10月に、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に着手することを決定した。また、ヘッジ会計については、今回のプロジェクトの範囲に含めないこととした。

金融資産及び金融負債の分類及び測定については、今後、会計基準の開発に着手するか否かについて判断する予定である。

(4) リース

2019年3月に、すべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に着手することを決定した。合わせて、リースの貸手の収益認識に関する会計処理（リース業における割賦販売取引の会計処理を含む。）について検討することを予定している。

これまで、リース会計専門委員会において、関連する団体の参考人聴取を行った後、リース会計基準改正に関する基本的な方針について検討を開始している(別紙3を参照)。

3. その他の日本基準の開発の状況は以下のとおりである。

- (1) 2019年10月30日に、企業会計基準公開草案第68号「会計上の見積もりの開示に関する会計基準(案)」を公表し、2020年1月10日にコメントを締め切った。現在、公開草案に対するコメント対応を検討しており、2020年3月に最終基準化することを目指している(別紙4を参照)。
- (2) 2019年10月30日に、企業会計基準公開草案第69号(企業会計基準第24号の改正案)「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準(案)」を公表し、2020年1月10日にコメントを締め切った。現在、公開草案に対するコメント対応を検討しており、2020年3月に最終基準化することを目指している(別紙5を参照)。
- (3) 「金利指標改革に起因する会計上の問題」(LIBORが廃止されることが見込まれることへの対応)について、2019年10月より検討を開始しており、2020年4月又は5月に公開草案を公表することを目指している。また、2020年3月決算への対応として、ヘッジ会計の適用要件を判断する際の、金利指標改革の影響についての考え方を記載した議事概要を2020年2月27日に公表している(別紙6及び別紙7を参照)。
- (4) 「金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い」について検討を行っており、2020年4月又は5月に公開草案を公表することを目指している。
- (5) 「連結納税制度の見直しへの対応」について、「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日以後に決算日を迎える企業の会計処理についての対応を定めた実務対応報告公開草案第58号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い(案)」(コメント期限:2020年3月9日)を2020年2月13日に公表している(別紙8を参照)。

今後、実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」及び実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」の改廃を、2021年3月までに行うことを目指している。

- (6) 「取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計処理の検討」を、2020年2月12日に開催した第425回企業会計基準委員会においてテーマに加えた。2020年7月又は8月に公開草案を公表することを目指している。

- (7) その他の現在の開発状況は、別紙1の「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」に記載している。

II. 國際対応

(1) のれんに関する対応

4. 2020年3月にIASBから「のれん及び減損」のリサーチ・プロジェクトについてのディスカッション・ペーパーが公表される予定であり、対応を図る予定である。
5. 香港の会計基準設定主体（香港会計士協会）と共同でリサーチを行い、以下の内容のスタッフ・ペーパーを作成し、2020年4月のASAF会議に提出した。今後、当該スタッフ・ペーパーを公表する予定である（別紙9参照）。
 - 2016年に公表したリサーチ・ペーパー第2号「のれん及び減損に関する定量的調査」の手法及び2014年から2018年の財務データに基づいて、定量的調査を更新している。
 - 両スタッフは、取得のれんを時間の経過に伴う費消を表すように償却すべきとの共通の主張の下、その主張の論拠及び償却を再導入する場合の論点（償却期間及び償却方法）に対する見解を示している。

(2) IASBの基本財務諸表プロジェクト（財務業績の計算書の表示）への対応

6. IASBから2019年12月に基本財務諸表プロジェクトについての公開草案「全般的な表示及び開示」が公表されている（コメント期限2020年6月30日）。当該公開草案では、純損益計算書上で「営業利益」を含む3つの新たな利益小計を提供する要求の提案、単一の注記における経営者業績指標の開示の提案、通例でない収益及び費用の注記による開示を含む情報の分解の改善に役立つ新たなガイダンスの提案などを含んでいる（別紙10参照）。

ASBJでは現在、関係者の意見を集約しつつ、コメントレターの提出に向けた審議を行っている。

(3) 他の国及び地域との連携

① ASAF会議の参加

7. 2019年12月16日及び17日に開催された会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議に出席している。

② その他

8. 2019年11月28日及び29日にIASBロイド副議長及びニリ・シャー エグゼクティブ・テクニカル・ディレクターが来日し、意見交換を行った。
9. 2019年12月5日及び6日に香港の会計基準設定主体（香港会計士協会）のスタッフが来日し、のれんに関して意見交換を行った。

資料(3)

10. 2020 年 1 月 13 日にカナダ会計基準審議会 (AcSB) とトロントで会合し、意見交換を行った。
11. 2020 年 2 月 4 日及び 5 日に IASB フーガーホースト議長が来日し、意見交換を行った。

以上